



2008年3月11日

鳥取県  
知事 平井伸治 様

鳥取県非常勤職員労働組合  
執行委員長 安住博幸

### 鳥取県非常勤職員・臨時の任用職員の賃金労働条件の改善に関する要求書

私たち鳥取県非常勤職員労働組合は、組合員の総意により下記の要求を決定しましたので、要求書を提出します。

つきましては、3月21日までに文書をもって誠意ある回答を示されるよう申し入れます。

#### 記

- 1 県内の雇用情勢は改善を見ておらず、労働市場において都市部などと大きな格差が存在し、県民生活に大きな影響を与え続けていることから、県行政組織として、国、関係機関への働きかけを含め、有効求人倍率1.0以上を早期に実現するなど、改善に向けた一層の努力をおこなうこと。
- 2 短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律（パートタイム労働法）の改正主旨に沿い、社会が要請する正規職員への転換制度をつくること。
- 3 組合活動に関する基本的 requirement
  - (1) 日本国憲法、労働諸法規を遵守し組合の結成、組合活動、組合加入活動などを理由とする不利益取り扱い、ならびにその示唆など不当行為をおこなわないこと。
  - (2) 組合活動のために必要とする県所管の施設、整備などの便宜供与を認めること。  
会議室の利用、勤務時間中の団体交渉・労使協議の職務専念義務免除、電話・FAX・メールなどの事務機器の使用 など
  - (3) 労働組合の所在地を県庁舎とし、同施設内に組合事務所を設置すること。
  - (4) 組合員の報酬から次に該当するものを控除すること。
    - ① 労働組合費
    - ② 労働組合の福利厚生活動として実施する共済掛金、借入金返済金
    - ③ その他、県と労働組合が合意したもの
- 4 雇用形態改善に関する要求
  - (1) 全ての非常勤職員を雇用期間の定めのない正規職員とすること。
  - (2) 当面の間、全ての非正規職員の雇用期間を最低でも5年契約とすること。
- 5 賃金、一時金に関する要求  
全ての非常勤職員・臨時の任用職員が従事する職を適正に評価され、正規職員と同等・類似の文言にふさわしい賃金、一時金に改善すること。
  - (1) 月17日・週30時間勤務の非常勤職員においては、現在支給されている月例給を下回ることなく、最低額を報酬類型Ⅲ141,100円/月とし、定期昇給を措置すること。
  - (2) 一時金の支給が法令から不可であることは、正規職員との年収格差を正当化する根拠とならないことから、正規職員に支給される一時金額を含めた年支給総額を月割とした月例給とするが、割増報酬を維持するなどして均衡を確保すること。

- (3) 月 17 日・週 30 時間勤務以外の非常勤職員においても、上記（1）の月例給を勤務形態別に反映させること。
- (4) 全ての非常勤職員に通勤手当を支給すること。
- (5) 県施設の駐車場を利用している非常勤職員、臨時的任用職員からの駐車利用料徴収を中止すること。また、個人で確保している駐車場の借上料を弁済すること。

## 6 労働時間、休日、その他の要求

- (1) 全ての非常勤職員・臨時的任用職員の休暇休業制度を正規職員と同等とすること。
- (2) 雇用保険制度に加入しながら、育児休業給付金など一部制度から排除されている非常勤職員・臨時的任用職員が公平に制度適用されるよう早期に是正すること。
- (3) 全ての非常勤職員・臨時的任用職員に年末・年始、夏季の有給休暇を措置すること。

## 7 労働安全衛生に関する要求

- (1) 全ての非常勤職員・臨時的任用職員に県負担による健康診断受診を措置すること。
- (2) 35 歳以上の非常勤職員・臨時的任用職員の人間ドックの受診助成制度を設けること。
- (3) セハラ、パワハラ、サービス残業（賃金不払残業）などの撲滅および事前防止に努めること。

## 8 雇用更新、勤務評定および解雇に関する要求

- (1) 雇用更新および解雇に関する協議は、遅くとも次年度採用試験応募の前とすること。
- (2) 雇用更新に関する勤務評定結果の通知は、上記（1）の以前とすること。
- (3) 勤務評定制度を非常勤職員が理解できるよう周知、説明すること。

## 9 事前協議に関する要求

組織変更、職務内容変更を含む組合員の労働条件などの変更、もしくは組合員の労働条件に重大な影響を及ぼす事項について、事前に時間的余裕を持って当組合に通知し、交渉、協議の上合意を得て実施すること。

## 10 就業規則と労働協約に関する要求

- (1) 非常勤職員、臨時的任用職員が理解できる就業規則概要を作成し提示すること。
- (2) 労働協約の締結に応じること。

以上